

## 須恵町生活支援商品券換金要項

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大による消費に与える影響を緩和するとともに、町内における消費を喚起及び下支えするため、須恵町生活支援商品券事業において商品券を取り扱う特定事業者（以下、加盟店）で使用された商品券の換金を行う。

### 2 対象店舗

別途募集を行った須恵町生活支援商品券加盟店のみ換金を行うことができるものとする。

### 3 換金申請受付場所

須恵町役場 2階 エレベーター横会議室

※変更になっていますのでご注意ください。

### 4 受付期間

受付期間は令和2年7月27日（月）から令和3年4月16日（金）までの毎週月曜日・水曜日・金曜日（祝日は除く）、受付時間は9時から16時までとする。

ただし、商品券の枚数が合計1,000枚を超える場合は事前に地域振興課へ連絡して受付の予約を行うこととする。

### 5 換金手数料

無料とする。

### 6 換金方法

換金を希望する加盟店は、「須恵町生活支援商品券 換金申請書」に必要事項を記入の上、生活支援商品券を「共通券」と「小規模店用」ごとの100枚単位に小分けし、それぞれを上記の受付窓口へ提出するものとする。

町は上記の提出があった際に、申請者立会いのもと生活支援商品券の枚数を確認し、「商品券換金受付済証」を交付する。

約1週間後に加盟店の指定の口座へ換金額を振り込むこととする。

※「換金申請書」は須恵町のホームページからダウンロードすることができます。

## 7 遵守事項

加盟店は、須恵町生活支援商品券事業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

### 【商品券の利用について】

- (1) 小規模店用券が使える加盟店は別途定めているため、定められていない加盟店はその商品券を受付してはならない。
- (2) 別に定める商品券使用対象外の品目については商品券を使用しないこと。
- (3) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を町に連絡すること。
- (3) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (4) 医療機関等については自己負担分のみが対象となるため注意すること。
- (5) 商品券の額面未満の物に対して使用してはならない。
- (6) おつりはでないため注意すること。
- (7) 各種ポイントや他の商品券との併用などについては上記の項目を踏まえたうえで、各加盟店にて判断を行うこと。
- (8) 汚損した商品券や有効期限を過ぎた商品券を受付してはならない。
- (9) 受付を行った商品券は裏面に店舗名を記載すること。

### 【換金について】

- (1) 換金に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 加盟店で使用された商品券以外を換金してはならない。
- (3) 換金期間を過ぎた換金は行えない。
- (4) 商品券を折り曲げたり、端を切り落としたりしないこと。
- (5) 換金に関する加盟店内でのトラブルについては加盟店にて解決すること。

## 8 登録の取り消し等

町は、加盟店がこの要項に反すると判断した場合は、加盟店の登録を取り消すことができ、必要に応じて当該事業に不相当と認められる金額の全部又は一部を加盟店から返還させることができる。